

入札監理小委員会
第685回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第685回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和5年5月17日（水）17：24～19：50
場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 事業評価（案）の審議
 - 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）（法務省）
 - 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務
 - 地層処分研究開発に関連する運転管理に係る業務
（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）

3. 閉会

<出席者>

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、尾花専門委員、川澤専門委員、小佐古専門委員

（法務省）

民事局 総務課 板谷民事監査官
小林企画第三係長
宮本係長

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）

JAEAイノベーションハブ	野澤次長
JAEAイノベーションハブ 研究成果利活用課	熊田課長
	権田マネージャー
	科学技術情報課
	村田課員
契約部 契約第2課	北澤課長
	河野課員
契約部 契約調整課	岩永課長

(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)

基盤技術研究開発部	核種移行研究グループ	能登屋グループリーダー
契約部	契約第2課	北澤課長
		飯村課員
契約部	契約調整課	岩永課長

(事務局)

岡本事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

(法務省入室)

○中川主査 ただいまから第685回入札監理小委員会を開催します。

初めに「登記簿等の公開に関する業務（乙号事務）」の実施状況について、法務省民事局総務課、板谷民事監査官から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明、10分程度でお願いいたします。

○板谷民事監査官 法務省民事局総務課民事監査官の板谷でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、あらかじめ委員の皆様へ配付されております資料に基づきまして、委託事業の実施状況について御説明申し上げます。右肩に資料1と記載された資料、こちらを御覧ください。

まず、1つ目の1、概要の(1)に記載しているとおり、本事業は、全国の登記所が行う登記事務のうち、登記簿等の公開に関する事務、これを私ども、乙号事務と称しておりますけれども、この乙号事務を包括的に民間事業者へ委託するものでございまして、本日御説明いたします実施状況は、令和元年度に民間競争入札を実施した事業に関するものでございます。

なお、このなお書き部分でございますけれども、令和元年度に実施いたしました入札におきましては、数次にわたる入札を行ってもなお落札に至らなかった局、これが2局ございまして、この2局につきましては従前の契約期間を延長した上で、令和2年度に改めて入札を行った旨を記載しているところでございます。

次の(2)を御覧ください。本事業の対象登記所の数は契約時点で50局410庁でございました。本年4月1日現在で408庁となっております。具体的な登記所名等につきましては、別紙1、右下のページ番号で申し上げますと、8/42以降になりますけれども、こちらの資料に記載のとおりでございます。

1ページ目にお戻りいただきまして、(3)、これはここに記載されているとおりでございます。

次の(4)につきましては、現在9事業者と委託契約を締結しておりまして、これらの受託事業者ごとの契約数等につきましては、別紙2、右下のページ番号で申し上げますと12/42以降になりますけれども、こちらの資料のとおりでございます。

また、1ページ目にお戻りいただきまして、(5)を御覧ください。本事業に係る民間競争入札実施要項におきましては、2ページ目のアからウまでの3つの項目、具体的には利

利用者の満足度、各種証明書等の適正な作製・引渡し、それに加えまして各種証明書等の交付または地図等の閲覧までに要した時間、この3つの項目についてそれぞれ要求水準を定めてございます。その詳細につきましては、ここに記載しているとおりでございます。

この次の2、実施状況の調査についてでございますが、この調査におけます調査期間、調査項目は御覧のとおりでございます。

次の3、実施状況調査の結果について御説明申し上げます。まず(1)を御覧ください。この利用者アンケート調査でございますが、調査期間中、5回にわたり実施してありまして、3ページ目のイに記載しておりますとおり、いずれの調査においてもほぼ全ての登記所において要求水準が達成されたところでございます。なお、このアンケート調査の結果の詳細につきましては、別紙3及び別紙4、右下のページ番号で申し上げますと13/42以降になりますけれども、これらの資料のとおりでございます。

続きまして、3ページにお戻りいただきまして、(2)を御覧ください。3ページの一番下の表の一番右の列に、「(参考)年換算」という欄がございます、ここの数字は1庁当たりの年間発生件数を表したものでございますけれども、約0.07件から約0.1件程度の過誤処理が発生している状況でございます。

参考といたしまして、その次の4ページ目の一番上の表に、国が実施していたときの過誤処理件数を記載しているところでございます。

引き続きまして、その下の(3)を御覧ください。ここに記載しておりますとおり全ての登記所におきまして、実施要項に定める要求水準は達成されてございます。

その次の(4)でございますが、国が乙号事務を実施していたときの経費は、約109億9,200万円でございますが、委託業務に係る実施経費につきましては約78億4,500万円となっております。なお、入札単位ごとの実施経費につきましては、お手元の別紙5、右下のページ番号で26/42以降でございますけれども、こちらの資料のとおりでございます。

また、4ページ目にお戻りいただきまして、(5)を御覧ください。冒頭でも御説明いたしましたとおり、令和元年度入札におきましては、当初入札において入札が不調となった局がございまして、再度入札、再々度入札が行われましたほか、新潟、鳥取の2局につきましては、令和2年度に改めて入札を実施するといった状況でございました。

これらの入札の結果の詳細につきましては、それぞれお手元の別紙6-1から6-4まで、右下のページ番号で申し上げますと30/42以降になりますけれども、これらの資

料に取りまとめているところでございます。

また、4ページ目にお戻りいただきまして、(6)総事件数、これは調査期間中における各種証明書の交付件数等を指すものでございますけれども、この件数につきましては、別紙7、右下のページ番号で申し上げますと39/42以降でございますが、こちらの資料のとおりでございます。

また、4ページ目にお戻りいただきまして、次の(7)を御覧ください。まず、アについてでございます。令和4年度に受託事業者の業務従事者が収入印紙の代金として受領した金員を着服していた、このような不正事件が発覚いたしました。

これを受けまして、受託法務局から当該受託事業者に対し、実施要項の定めに基づく業務改善指示を行いましたほか、私ども法務本省から全国の法務局に対しまして、再発防止策の徹底と特別監査の実施を指示したところでございます。なお、他の登記所において同種事案の発生は認められてございません。

次に、5ページ目に移りまして、イについてでございます。この2パラ目に記載しておりますとおり、本調査期間中、ただいま御説明いたしました不正事件に関するもののほか、労働基準法等に基づく書面の交付時期が遅延した事案について再発防止の徹底を指示したものの、こういったものがございました。

最後にウについてでございます。ここでは4つの項目を掲げてございますが、1ポツ目の待合室への案内係の配置、2ポツ目の証明書発行請求機の利用促進、3ポツ目のオンライン請求の利用促進、4ポツ目の印紙売りさばき事業との連携といったサービスが、受託事業者により提供されたところでございます。

続きまして、4、実施状況の分析について御説明申し上げます。ここでは3つの観点、すなわちサービスの質の維持向上、それから経費の削減、加えまして業務改善指示の発出状況、これらの観点から分析を行ってございます。

まず、1つ目の観点でございます(1)を御覧ください。こちらでは、3つの項目について要求水準の達成状況を踏まえた分析結果を記載してございます。1つ目のアにおきましては、ほぼ全ての委託対象登記所におきまして、要求水準を上回る結果が得られたことなどから、公共サービスの質は維持されているものと、このように評価してございます。

また、6ページ目にお移りいただきまして、2つ目のイでございますが、国が実施していたときと比べまして、重大な過誤処理の発生件数が同数以下となっていることなどから、公共サービスの質はおおむね維持されているものと、このように評価してございます。3

つ目のウでは、全ての委託登記所において要求水準が達成されていることから、公共サービスの質は維持されているものと、このように評価してございます。

次に、2つ目の観点でございます。(2)を御覧ください。経費につきましては、国が実施していたときと比べ、単年度当たりで約31億4,700万円、率にして約29%の削減効果があったものと認められることから、十分な経費の削減が図られたものと、このように評価してございます。

続きまして、3つ目の観点でございます。(3)を御覧ください。令和4年度に発覚いたしました、登記事項証明書等交付手数料の不正事件を受けた改善指示につきましては、再発防止策が十分に講じられており、同種事案の再発のおそれは低い、このように評価してございます。また、その他の案件につきましても、具体的な指示に従った改善が図られてございまして、問題は認められないとこのように考えてございます。

以上の分析結果を(4)に改めてまとめてございますけれども、7ページの3パラ目に記載してございますとおり、本事業につきましては、公共サービス改革法の目的に照らしまして、適正に実施されているものと考えてございます。したがって、当省といたしましては、本事業につきましては、令和6年10月以降も引き続き民間競争入札を実施することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることとしたいと、このように考えてございます。

なお、ここのまとめでは言及しておりませんが、途中で御説明申し上げましたとおり、入札手続において、翌年度に改めて入札を行うこととなった事案などもございました。これらは近年の人件費の上昇傾向などがその要因の一つとして考えられるところでございますけれども、いずれにいたしましても、競争性の確保ですとか安定的な事業の実施について問題が生じないよう、次期の入札に向けましては、必要な対応を検討してまいりたいとこのように考えてございます。

以上、駆け足でございましたが、本事業の実施状況について御報告をいたしました。引き続き委員の皆様方の御指導を賜りながら、今後も公共サービスの質の維持向上、それから経費の削減、こういったことを図ってまいりたいとこのように考えてございます。

私どもからの説明は以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました同事業の評価(案)について、総務省より御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、総務省のほうから評価の案について御説明させていただきますので、

資料のA-1を御覧ください。

まず、事業の概要につきましては、法務省のほうから今ほど御説明いただいたとおりです。省略をさせていただきます。

2ページ目の評価のところについてです。まず、結論のほうを申し上げますと、本事業につきましては、市場化テストを継続することが適当であると考えてございます。理由といたしましては、競争性の確保に一部課題が認められること、また、本事業につきましては、公共サービス改革推進法に基づく特定業務を含んだ委託事業であるというようなことを踏まえた評価となっております。

2の検討のところでは、かいつまんで申し上げますが、まず、対象公共サービスの実施内容に関する評価のところでは、本事業で確保されるべき水準については、法務省から説明があったとおり3点ございまして、1つ目が利用者の満足度ということになります。こちらの指標につきましては、利用者の方々に対するアンケートの結果を基に評価をしておりまして、記載のとおり、おおむね問題なく要求水準が達成をされていると考えてございます。

2点目ですけれども、3ページにいきまして、(2)の各種証明書等の適正な作製・引渡しでございます。この指標につきましては、いわゆる過誤処理の件数を基に評価をしております。過誤処理につきましては発生をしないのが一番というところではございますけれども、事業者の実績を見ますと、国が乙号事務を実施していたときと比べまして、遜色のない件数になっているということが認められるかと考えております。

3つ目の(3)ですけれども、各種証明書等の交付又は地図等の閲覧までに要した時間でございます。この指標につきましては、各種請求について、受付から30分未満で処理できた件数を基に評価をしてございますけれども、全ての登記所で要求水準が達成をされております。その他民間事業者からの改善提案については、記載のとおりでございます。

ページをおめぐりいただきまして、4ページでございます。2つ目の米印ですけれども、令和4年度に、受託事業者の事務従事者が収入印紙の代金として受領したお金について着服をしていたという重大な不正事案がございました。

本件につきましては、事業者側の運営体制の不備に起因する事案であったということから、実施要項に基づいて、委託法務局から事業者に対して改善の指示がなされているということでございます。また、法務省のほうからも全国の法務局に対して、再発防止策の徹底が指示をされるとともに、特別監査についても実施をされておりました。ほかに同様の

事案がないということが確認をされております。

次に、(3)の実施経費のところでは、お示しのとおり、従前経費と比較して28.6%の減ということになってございます。(4)の選定の際の課題に対応する改善というところでは、今回の入札につきましては、法務省において多様な民間事業者の参入を促進するための取組を行っていただいたところではありますけれども、結果として1者応札になった局であるとか、あるいは当初入札が不調になって、翌年度改めて入札を実施したという局も一部にはございました。

また、(5)ではその他として、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、実施要項に基づき法務局から事業者に対して行われた指示の内容についてお示しをしております。本調査期間中については2件の指示がなされたところでして、1件目が先ほどの着服事案に関するものでございます。もう1件につきましては、業務事業者の契約更新に際して、労働法令上の手続が遅滞をしたというようなことに対して再発防止の徹底を指示したものになりますが、これらについてはいずれも法務省からの指示を受けまして、受託事業者において、適切に再発防止等の対応がなされているものと考えております。

5ページ目の(6)評価のまとめについてでございます。これまで御説明差し上げてきたとおり、経費の削減あるいは確保されるべきサービスの質については、十分に効果が上がっていると考えております。

また、令和4年度に発生をした着服事案につきましても、事案発生後、速やかに法務省と事業者において再発防止策が講じられておりまして、今後、同種事案が発生する可能性は低いのではないかと考えてございます。

他方、入札手続につきましては、競争性の確保あるいは安定的な事業の実施について、一部課題も認められたところでございます。

以上を踏まえまして、(7)の今後の方針ということで記載をしておりますけれども、本事業につきましては、公共サービス改革法の第33条の2に基づきました、いわゆる特定業務を含めた委託事業でございます。平成20年の4月の開始以降、順次、対象の登記所を拡大して、平成23年度からは一部の小規模の登記所を除いて、全ての登記所において実施をされているところでございます。今期の事業につきましては、十分に経費の削減効果が認められるほか、公共サービスの質についてもおおむね確保、維持をされているところでございます。引き続き公共サービス改革法に基づいて事業を実施をするということが適当であると考えてございます。

次期事業に向けまして、また、競争性の改善等について法務省のほうでお取り組みをいただいた上で改善を図っていただきまして、引き続き市場化テストの対象にしていくことが適当であると考えてございます。

○中川主査 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価(案)について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。既に御説明いただいたかもしれませんが、念のため伺います。

今回、1者応札となった地域が幾つかあったという理解でよろしいでしょうか。

○宮本係長 法務省民事局の宮本でございます。事務局から御指摘いただいているとおり、当初入札から再々度入札まで一貫して1者応札であった局が2局あったところでございます。

○辻副主査 ありがとうございます。次回以降、1者応札になってしまった理由の分析、それから、どのように今後対応なさるのか、差し支えない範囲で伺ってもよろしいでしょうか。

○宮本係長 法務省民事局の宮本でございます。1者応札について御指摘いただいたところですが、全体を見ますと52手続中50の入札において複数者応札ということになっており、また、平成27年度の入札のときには全ての入札手続において複数者応札が実現できているというところでございますので、実施要項という観点からは、なかなか課題を見出し難いと考えているところです。

1者応札の要因としては、全国で50の法務局、52の入札手続がある中で、地域の特性、管轄が広いであったりとか、離島があるというような要因もあるのだらうと思っておりますので、実施要項の工夫で複数者応札を確保するというのは難しいのかと思っておりますけれども、御指摘もいただいたところですので、次期入札においても多様な事業者への入札参加、これはしっかりと呼びかけていきたいと思っております。これは法務局単位もそうですし、法務省としてもしっかりと呼びかけ、入札の手続においては競争性をしっかりと確保していきたいと思っておりますのでございます。

○辻副主査 ありがとうございます。資料の1の3ページ目でございます。こちらも過誤処理の件数、非常に少ないと思うのですが、幾つかどうしても出てしまうところは理解できるところでございます。

念のためでございますが、これは過誤が発生してしまった件に関して何か事例集とかをおつくりになって、皆で共有すると非常に有益かと感じたのですが、そのような事例集を作成して配布するとかの御対応はなさっていらっしゃいますでしょうか。

○宮本係長 法務省民事局の宮本でございます。過誤処理の件につきまして、本省のほうにも各法務局から報告をさせておりまして、件数やどういった事例があったという代表的なものについては、各法務局に共有をして、注意喚起を行っているというところでございますので、それも引き続き実施していきたいと思っております。

○辻副主査 ありがとうございます。今の件は各受託者においても、過去の過誤に関しては学習することができているという理解でよろしいですか。

○宮本係長 過誤事案については全体として減少傾向にありますところ、法務局のほうからも事例を周知しておりますし、また、受託事業者においてもその都度、原因分析、再発防止は行っていただいておりますので、その積み重ねが効果として現れていると思っております。

○辻副主査 よく分かりました。ありがとうございました。

○中川主査 浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽副主査 御説明いただきどうもありがとうございました。

ただいま辻委員から、1者応札の話も出ておりましたけれども、資料を拝見させていただきますと入札者数は、全体として見ればそれなりの数が確保されており、また、費用削減効果も見られるということで、その点望ましいことだろうと思います。

ただ一方で、別紙6-1、42分の30以降の何枚かを拝見させていただきますと、入札者数がそれなりの数いながらも、不調になっているケースがあり、しかもその不調になっているケースで、何度も入札を繰り返さないといけないということになっているケースがそれなりの数あると認識しております。

本件に関しましては、全て総合評価落札方式を取っておりますので、このような状況になりますとせっかく総合評価ということで価格だけではない面も見て、まさに総合的に良い者を選ぼうということの意図が、何度も入札せざるを得ないということになると、最終的にその予定価にはまったところが結局入札するということに結果的になりがちで、総合評価の良い面が必ずしも発揮できないということがあるのではないかと思います。

そこで質問なのですけれども、そうなる原因の一つとして予定価が少し厳しいのかもしれないと思っておりますが、予定価の設定は、本件に関しましてはどのようにして行っ

ているのでしょうか。もちろんお答えいただける範囲内で結構です。

○宮本係長 法務省民事局の宮本でございます。

予定価格の設定ですけれども、御理解いただいているとおり詳細についてはなかなかお伝えしにくいところではありますが、簡単に申し上げますと、前契約の実施経費、また近年の賃金の上昇傾向であったりとか、一方で、証明書の請求件数が減ってきているということも踏まえて積算をしているところです。詳細については、なかなかお答えをしにくいところだということは御理解いただければと思います。

○浅羽副主査 もちろん予算の話もありますので、予定価をそう簡単に上げるべきなどということを申し上げるつもりはないのですけれども、一方で、業者としては、総合評価で実施するときには価格以外のところで書類なども相当精緻に出してきて、もちろん真面目にどこも入れていると認識しておりますので、それなりのコストをかけて入れてきていると思いますし、また、発注者側としても、この価格だけではない面も見たいと思いますので、そこはできるだけ本当の意味で総合評価になるように、入札が行われるのが望ましいと考えております。

現状として、私は不調が多いかと思っているのですけれども、その現状をどのようにお考えになられていて、また、もし問題があるとするならば、どのような改善を考えられていらっしゃるのかといったような点について、今の私の関連の部分で結構ですけれども、お答えいただけないでしょうか。

○板谷民事監査官 板谷でございます。先生御指摘の問題意識というのは、私どもも全く同じような問題意識を持っておりまして、ややもすると総合評価方式を採用している意義が必ずしも十全に発揮されていない場合があるのではないかとこのころは、おっしゃるとおりかなと思っています。

ただ一方で、先生も御指摘されていますように、なかなか国の予算事情というのが厳しい中で、この事業のためにどれだけの予算を確保することができるのかという課題があります。私どもとしては、この夏の予算要求において予算をしっかりと確保できるように努めていくと、こういうことを考えているところでございます。

○中川主査 川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございます。細かい点なのですが、アンケートを実施されていて結構件数も多いと思うのです。恐らくこれは紙で実施されていると思うのですが、QRコードを読み込んで、スマートフォンで回答したり、今はいろいろ簡単

な方法はあると思いますので、次年度以降、安価に別の方法で御検討いただいてもよいのではないかと思います。

○板谷民事監査官 ありがとうございます。ぜひそのようなことも含めて検討してまいりたいと思います。

○中川主査 私から1点伺いさせてください。実施経費の削減効果についてなのですが、従来、国が乙号業務を実施していたときには約109億で、実施経費として78億として約31億の減額という記載がございましたけれども、こちらの経費金額は、閲覧費や交付のための費用等、そういった実質的に必要な金額も含まれての削減額ということになりますでしょうか。

○宮本係長 法務省民事局の宮本でございます。国が実施した際の経費ですが、こちらについては民間競争入札が導入される前に国が実施していた際に実際に要した経費として御説明をしておりますけれども、内訳といたしましては、国家公務員の人件費であったりとか、一部の業務については委託をしている部分がございますので、その委託経費を積み上げておりますので、御指摘があったような閲覧や交付の経費というような考え方で積算をしたものではございません。

○中川主査 分かりました。そうすると、閲覧件数や交付件数によって左右されるような金額ではなく、実際に削減された金額は、純粹に事業会社の努力による削減という理解でよろしいでしょうか。

○板谷民事監査官 板谷でございます。今の私どもの説明を補足いたしますと、国が実施していたときの経費というのは過去の実績でございます、ある時点でかかっていた経費が書かれております。

一方の委託業務に係る実施経費というのは、現在の契約金額が置かれておりますので、そういう意味で途中の人件費の推移ですとか、あるいは事件数の推移、こういったものというのは、ここには必ずしも反映はされておられませんので、単純に引いていいのかという問題はあろうかと思いますが、なかなかこの比較し難いものを私どもとしては精いっぱいのところ、こういった比較をさせていただいたということで御理解いただければと思います。

○中川主査 分かりました。ありがとうございます。次回以降は、より近い評価、比較ができるようになってくるかと思いますが、なるべくApple to Appleで同じものが比較できるような評価をお願いできればと思います。ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、審議はここまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 事務局でございます。御審議ありがとうございました。

本日いただきました意見について、辻委員、浅羽委員、川澤委員からいただきました御意見につきましては、次回の実施要項の審議の際に法務省のほうで十分に検討していただくという整理にさせていただきたいと思いますが、よろしかったでしょうか。

最後にいただきました中川主査のほうからのコメントにつきまして、回りの評価の際、十分に比較対象が適切かというような観点で検討するということにしたいと思いますが、こちらよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。事務局のほうからは以上でございます。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。事業評価（案）の審議は以上となります。本日はどうもありがとうございました。

(法務省退室)

(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構入室)

○中川主査 それでは、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務」の実施状況について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JAEA イノベーションハブ、野澤次長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明、10分程度でお願いいたします。

○野澤次長 原子力機構 JAEA イノベーションハブ、次長の野澤です。よろしく申し上げます。

それでは、資料2に基づきまして、図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務の実施状況について、御説明させていただきます。

1. 事業の概要、(1) 経緯です。本業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、平成30年度から公共サービス改革基本方針に従って民間競争入札を実施しており、現在実施している事業は2期目でございます。

(2) 業務内容です。機構の JAEA イノベーションハブ（図書館）において、図書・学術誌・技術レポート等の受入れ、目録作成、装備、それから、図書館利用環境の維持、所在検査といった管理及び配付等の学術情報管理に関する業務全部並びに機構の研究開発

成果情報、これは機構職員等が行った論文投稿、口頭発表、それから、機構が刊行する研究開発報告書類の情報です。これらを記録した成果情報の登録、管理等に関する業務全般を行うものであります。

(3) 契約期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。

(4) 受託事業者は株式会社アセンドです。

(5) 実施状況評価期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間です。

(6) 契約金額は税抜で4,627万6,200円です。

(7) 契約相手方決定の経緯です。本業務に係る落札者の決定は、最低価格落札方式により実施することとしており、実施要項及び入札説明書に基づき入札参加者(2者)から、令和3年1月19日までに提出された技術提案書について、本件に係る技術審査を行った結果、要求事項を全て満たしておりました。同年2月8日に開札し、最低価格落札方式により予定価格の範囲内で最低価格を提示した株式会社アセンドを落札者として決定したものであります。

2. 確保されるべき対象業務の質の達成状況及び評価です。本業務における民間競争入札実施要項において定めた確保すべき対象業務の質の達成状況に関する当機構の評価は、次のページから始まる表のとおりでございます。いずれの項目においても、業務の質は設定どおり確保されております。

次のページで、(1) 学術情報管理業務です。図書等の受入れ・目録作成業務です。修正作業の発生割合は御覧のとおりで非常に少なく、また、新規に購入する図書は全て機構からの発注後4営業日以内に登録されました。

以上のことから図書等の受入れ、目録作成業務は適切に行われており、業務の質が高水準に確保されております。

続いて、図書等の装備業務です。修正作業の発生割合は御覧のとおりでほとんどなく、図書等の装備業務は適切に行われており、業務の質が確保されております。

続いて、図書等の管理業務です。図書等の所在検査の実施件数は御覧のとおりで、いずれも水準以上の検査が実施されております。また、改善提案につきましては、所蔵資料検索時の技術レポート番号表示の改善が挙げられます。これにより適正な図書館利用環境が維持されました。

以上のことから、図書等の管理業務は仕様書に定めたとおり実施され、業務の質が確保

されています。

次に、図書等の配付業務です。仕様書に定めたとおり実施され、全て受入れ・目録登録作業完了後3営業日以内に発送されたことから、業務の質が確保されています。

続いて、雑誌の受入れ・目録作成業務です。修正作業の発生割合は御覧のとおりで非常に少なく、また、新規に購入する雑誌等は全て機構の発注後4営業日以内に登録されました。

以上のことから、雑誌等の受入れ・目録作成業務は適切に行われており、業務の質が高水準に確保されています。

続いて雑誌等の装備業務です。修正作業の発生割合は御覧のとおりでほとんどなく、雑誌等の装備業務が適切に行われており、業務の質が確保されています。

次のページで雑誌等の管理業務です。雑誌等の所在検査の実施件数は御覧のとおりで、いずれも水準以上の検査が実施されています。また、改善提案につきましては、新着雑誌展示棚の表示方法の改善が挙げられ、これにより適正な図書館利用環境が維持されました。

以上のことから、雑誌等の管理業務は仕様書に定めたとおり実施され、業務の質が確保されています。

最後に、雑誌等の配付業務です。仕様書に定めたとおり実施され、全て受入れ・目録登録作業完了後3営業日以内に発送されたことから、業務の質が確保されています。

続きまして、(2)の成果情報管理業務の典拠情報維持更新業務です。修正作業の発生割合は御覧のとおり非常に少なく、典拠情報維持更新業務は適切に行われており、業務の質が確保されています。

続いて、成果データ受付処理業務です。仕様書に定めたとおり実施され、紙処理の場合は伝票の到着日、電子処理の場合は決裁日から起算して全て2営業日以内に受付されたことから、業務の質が確保されています。

続いて、成果データ登録業務です。仕様書に定めたとおり実施され、成果データの校正・確認に用いたプルーフリストを受付日ごとにまとめ、受付日から起算して全て4営業日以内に受付されたことから、業務の質が確保されています。また、修正作業の発生割合は御覧のとおりほとんどなく、以上のことから、成果データ登録業務が適切に行われており、業務の質が確保されています。

次に、検索・発信用成果データ登録・確定業務です。仕様書に定めたとおり実施され、

成果データの確定は機構担当者からの提出日から起算して全て3営業日以内に登録・確定されたことから、業務の質が確保されております。

次のページについて、成果データ管理業務です。発信されている成果データの確認作業は仕様書に定めたとおり、月2回以上行われており、業務の質が確保されております。

続いて、成果データプルーフリスト整理・保管業務です。機構の「文書管理規程」及び通達「法人文書ファイル保存要領について」に基づき正確に実施されております。

最後に、申請機能の利用者対応業務です。利用者からの問合せに適宜適切に対応したほか、システム画面のボタン位置の周知方法の改善提案がなされ、適切なシステム維持・改良に貢献していただきました。

次に、3. 実施経費の状況及び評価です。(1) 市場化テスト実施前との比較ですが、実施経費は4,627万6,200円、1年当たり1,542万5,400円です。従前経費は4,644万円、1年当たり1,548万円でした。増減を比較しますとマイナス5万4,600円、率で0.35%の減です。

(2) 評価。市場化テスト以前の経費と比較すると約0.35%、1年当たり5万4,600円減少しており、少額ではありますが、削減効果がございました。厚生労働省の賃金指数(一般労働者)は、平成27年から令和3年の間で約2.9%の上昇、平成30年から令和3年の間では約0.8%の上昇となっていることから、約0.35%の減であっても、水準以上の経費削減効果があったものと評価しております。

4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等です。(1) 学術情報管理業務では、配架棚の表示方法、それから所蔵資料検索において技術レポートやシリーズ図書の表示順の統一、こういった改善提案がなされ、利用者の利便性を向上させることができました。

(2) 成果情報管理業務では、研究開発成果管理システムの画面上で、利用者が操作するボタンが分かりづらい位置にあったのですが、伝票決裁時に自動で利用者へ通知するメールの文中で当該ボタンの位置を記載するという提案がなされ、より分かりやすく利用案内するよう改善することができました。

次のページで5. 全体的な評価です。令和3年4月1日から令和5年3月31日までの本業務において、重大な障害や問題は発生しておらず、仕様どおりかつ期限の定めがあるものについては、期限内に遅滞なく実施されていることから、設定したサービスの質は確保されております。また、実施者の創意工夫による改善提案がなされたことで、図書館及び研究開発成果管理システムの利用者の利便性向上及び業務効率化が図られたことは評価

できると考えております。

6. 今後の事業です。(1) 事業全体を通した実施状況を御説明いたします。

1) 実施期間中に民間事業者が業務改善指示を受ける、あるいは業務に係る法令違反行為等を行った事案はございませんでした。

2) 機構には、監事及び教授、弁護士等の外部有識者で構成される「契約監視委員会」が設置されておりまして、その枠組みの中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っております。

3) この1期目は、1者応札で競争性の課題があったのですが、次の改善を行ったところ、今回の入札は2者応札となりました。

イ) 新規事業者の入札参加の促進です。①県内外18社うち県外の業者14社への働きかけを行いました。

②その働きかけの際には原子力固有の専門性は低いこと、図書館業務が中心であるということを確認にお知らせしました。

③類似事業確認のため、他の研究機関における実施状況を調査しました。

④入札説明会への参加申込み期限の緩和を行い、従前「入札説明会の1週間前まで」としていたものを「原則として、入札説明会の3日前まで」に変更いたしました。

ロ) 資格要件の緩和です。まず、削除した資格です。国立国会図書館の遠隔研修「科学技術情報－概論－」または「科学技術情報－科研費報告書・博士論文・規格」の修了者。次のポツで、国立国会図書館の遠隔研修「図書館と著作権」の修了者、この2点を削除しました。

次に、緩和した資格です。国立情報学研究所のセルフラーニング教材CAT編、その図書館コース及び雑誌コースの修了者を受注後1年以内に修了見込みを含むとしました。

次の要件で、情報科学技術協会の検索技術者検定3級以上の合格者というのを受注後1年以内に合格見込みを含むとしました。

次の要件で、化学式等特殊文字の計算機表現規則でありますT e XもしくはL a T e X コマンドに関する十分な知識と実務経験につきまして、「十分な知識と実務経験」を「業務経験を有すること」に、また、業務経験「3年以上」を「概ね1年」としました。

4) 対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標につきましては、全て目標を達成しております。

5) 経費につきましては、市場化テスト実施前と比較し、約0.35%の削減効果がござ

いました。

最後に（２）でございます。ここまで説明してきましたとおり、本事業について総合的に判断すると良好な実施結果が得られていることから、次期事業においては「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づき、市場化テストを終了し、当機構の責任において実施したいと考えております。

なお、市場化テスト終了後においても、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて、厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、評価委員会等第三者チェック機能を維持し、引き続き法の趣旨に基づき公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、当事業の評価（案）について、総務省より御説明をお願いします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、総務省より評価（案）について説明させていただきます。資料のB-1を御覧ください。

本事業の概要は今ほど実施機関から説明がありましたので、割愛させていただきます。

事業の選定の経緯について説明します。本事業は令和2年7月の基本方針において、1者応札が継続し競争性に課題があることから選定され、令和3年4月から市場化テストを開始しております。3年契約のうち2年を経過しましたので、このたび第2期の評価を御審議いただくこととなります。

評価案の説明をさせていただきます。評価としましては、現在実施中の事業をもって終了プロセスへ移行したいと考えております。

それでは、次のページから検討状況を説明させていただきます。

評価に当たっては、実施機関から提出された令和3年4月から令和5年3月までの実施状況の報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費及び競争性等の観点から評価を行いました。

まず、確保されるべき質の達成状況は全ての項目において達成されていることが確認できております。

2つ目は、民間事業者からの改善提案として、一例ではありますが、学術情報の管

理業務における利用者のサービスの向上や、成果情報の管理業務におけるシステム運用の改善といった、図書館における利用者サービスの向上が図られていることが確認できております。

3つ目としまして、実施経費の状況になります。実施経費については、従来経費と比較すると0.35%の削減にとどまっているものの、市場化テスト実施前と比較すると人件費が2.9%上昇しており、実施経費の水準以上の削減効果があったものと評価しております。

4つ目は競争性の改善の取組の状況になります。本委員会における意見等を踏まえ、入札参加の促進、入札参加資格の緩和を行った結果、複数応札となり改善が確認できております。

以上を踏まえ、評価のまとめになります。前記(2)の対象公共サービスの実施内容に関する評価に記載のとおり、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、令和3年、令和4年度の2か年とも全て目標を達成していると評価できます。

また、民間事業者からの改善提案についても、利用者の利便性の向上に寄与し、民間事業者のノウハウと創意工夫が発揮され、業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

実施経費については、(3)実施経費に記載したとおり16万3,800円の削減にとどまっているものの、近年の人件費単価が上昇していることを考慮すると、一定の効果があったものと評価でき、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できます。

競争性の課題についても、資格要件の緩和をはじめとする、改善を図ったことで競争性が確保されております。また、本事業の実施期間中に民間事業者への業務改善指示等の措置も、法令違反行為等もありませんでした。

今後においては、日本原子力研究開発機構に設置している外部有識者を含む評価委員会において、事業の実施状況のチェックを受けることが予定されております。

最後に、今後の方針になります。本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」ⅡのⅠの(1)の良好な終了結果の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することにしたいと考えております。

なお、市場化テストの終了後の事業実施については、法の趣旨に基づく対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しく中

チェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、日本原子力研究開発機構が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めていると思っております。

以上が評価の説明になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料2の最後の6ページ目でございます。これを上から拝見していきますと、終了プロセス指針に基づいて、市場化テストを終了するという御希望と承っております。念のため、この部分の要件を確認したいのですが、指針のⅡのⅠの（1）に要件が列挙されておりまして、その中に、入札に当たって競争性が確保されていたかという要件がございます。この部分に着目して見ていきたいのですが、資料のB-3でございます。

B-3の表を拝見していくと、まず落札率が極めて高い率で、ここ数年、数回、続いているかと存じます。それから、事業実施者もずっと同じ会社だと思います。今回初めて1者応札があったようですけれども、この会社は予定価格を超過されています。

そして一番下、入札不参加に対するヒアリングという部分を拝見すると、地理的に派遣が難しいという一応ヒアリング結果が出ているところでございます。ここで1点気になったのが、地理的に派遣が難しいというヒアリング結果はあったところでございますけれども、恐らく現在、例えば大学の図書館とかに関しては、かなり外部委託がなされているのかという印象を受けております。多分、外部委託先というのは、例えば誰もが御存じであるような有名な本屋等、そういうところも参入してきているところかと存じますけれども、1点お伺いしたいのですが、恐らく多数の候補者に対してお声がけをなさったとは思いますが、お声をかけをなさった会社の業態といたしますか、例えばですけれども、原子力関係以外の会社にはどれくらいお声がけをなさったのでしょうか。

○野澤次長 御質問ありがとうございます。私、野澤から回答します。

県内外含めまして、18社にお声かけさせていただきました。大半は原子力関係ではありません。今お話があった大手書店2社も含まれておりますし、そのほか図書館業界ではよく耳にする会社ですが、TセンターであるとかT社であるとか、それからD機構という

ところもございます。そのほか人材派遣会社に数多く声かけさせていただき、原子力関連企業というのは今回の受注業者であるアセンド、それから、応札に応じてくれたTT社の2社であり、ほかは全て原子力関連企業ではございません。

○辻副主査 分かりました。お話をお伺いして少し心配になったのは、このまま終了プロセスに行ったとして、今回、入札なされた方々以外の業者がさらに手を挙げてくれる見込みは薄いのかと思ったのですが、この辺りいかがでしょうか。

○野澤次長 御質問ありがとうございます。引き続き野澤から回答いたします。

今回声かけさせていただいた18社よりも、さらに声かけするところは増やしていきたいと考えております。また、より分かりやすい説明といたしますか、機構の図書館でやっていることを丁寧に説明して理解を得たいと思っております。

それから、先ほど大学図書館においても業務の外注といたしますか、進んでいるとおっしゃいましたが、それは確かにそうだと私も考えて理解しておりますので、近隣の大学の図書館にも類似業務、委託している業者を聞いて、より声かけする業者を増やしていきたいと考えております。

○辻副主査 分かりました。現時点でこのまま終了なされて、新たな人が手を挙げるのが少し困難なのかという印象を受けております。ありがとうございます。

○中川主査 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 今回、応札しなかった方の意見で派遣が難しいという御意見があったかと思いますが、実施要項を拝見しますと、常駐することを要求しているかのような表現があり、さらに過去の実施状況についての開示が少ないと思います。本件は従来から1者応札が続いている業務の場合、特に応札にハードルが高くなる常駐的な文言をなくし、さらに、過去の実施状況として、恐らく成果情報管理業務はリモートでもできるのではないかと思いますので、どんな形でその業務がなされているかどうかをもう少し開示してもらうことを検討してもらいたいと考えています。過去の実施状況の開示につき、本件が請負であるということを理由に開示してもらえないことから基本的には金額だけとなっていたり、要員が3名ですということ以上の開示をいただけない状況です。業務の内容については、実施要項の中に例えば2,000件ぐらいいろいろな受入れがありますという説明はあるのですが、実際どうだったのか、それに何人必要だったのか、現場で絶対必要なのか、新しい業者が判断できないような気がしています。

辻委員がこのまま1者で大丈夫でしょうかという御懸念を表明されたかと思っておりますので

すが、それを改善するためには、過去の実施状況の開示を請負金額という契約形態にかかわらず、もっとやっていただく。人工で言えば、実際学術情報管理業務は人工で幾らだった、何月にどのくらいだった、成果情報管理業務は何月にこれこれだった、というような開示をお願いできないでしょうか。開示をすることにより、より多くの業者、今まで関心を持っていただけなかった業者に関心を持っていただけるような気がしますのでお願いしたい。それからリモートでもできるような業務もあると思いますが、実施場所が明確に明示されていますので、何かリモートの余地みたいなものを排しているような実施要項に読めたりもしますので、その点の改善もできないのかという2点です。

実施状況の開示の充実という点と、もう一つはリモート可能な表現に実施要項を変えられないかどうか。この点につき改善をしていただけないかということをお願いしたいと思います。

○野澤次長 過去の実施状況の開示をもっと分量であるとか、詳しく開示すべきという御指摘と受け止めました。また、常駐かどうかというところでリモートの余地はないのかという御指摘と受け止めました。これにつきまして、野澤から回答いたします。

実施状況の開示につきましては、説明会等の場でやっていきたいと思っております。もちろん今回、過去のところで説明しましたとおり、多種多様な作業の統計も取っておりますので、そういった情報はお知らせできることができると考えております。今まで以上に実施状況の開示、より具体的な業務の内容と業務量、こういったものは情報を出していくようにしたいと考えております。

それから、リモート作業の余地なのですけれども、機構のJAEAイノベーションハブという部署、今、原子力科学研究所にありますけれども、ここに納品される図書、雑誌、それから、研究者、技術者から提出される伝票、こういったものを原子力科学研究所において作業することになりますので、基本的には常駐になるものと考えております。

あと、作業の内容によってはリモートでできなくもないものはあるかと思っておりますので、その点については、常駐ありきではなくて仕様の中でも、何か表現していくように努めたいと思います。

○北澤課長 契約第2課の北澤と申します。補足をさせていただきます。

先ほど過去の情報の開示を進めてほしいという御意見いただきましたが、今期の実施に当たりまして、委員会でいただきました御指導等を踏まえまして、従来の実施状況に関する情報の開示を既に行っております。この中で過去の従事の状況ですとか、細々内容につ

いて説明をしております。もちろん今後においても改善できるところはしていくべきと考えておりますけれども、情報として、これまでも行っているということを回答させていただきます。

○尾花専門委員 ありがとうございます。そうすると、今拝見している実施要項の実施状況に書かれている以上の内容を説明会等でお話しいただいているということで良いのですか。できれば、実施要項に書いていただくことが間口を広げるという意味で重要かと思えます。

○野澤次長 御質問ありがとうございます。野澤から回答いたします。

紙の資料になっている実施要項以上の情報を説明会では、より具体的な業務内容、分量を説明させていただきました。これをもっと分かりやすくしたほうがよろしいかという御指摘と受け止めております。

○尾花専門委員 説明会に来ない方は、実施要項を見て、どんな業務か判断すると思いますので、開示をしていただくと良いと思います。業務の内容がすごく明らかになっていると、もしかしたら新しい業者からすれば、これは2人でできるのではないかと、半分リモートでできるのではないかと提案が来たりすると、かえって機構にとっても良いのではないかと考えているというのが、今、申し上げた趣旨になります。

今、過去の実施要項を拝見していますと、機構のほうはどうしても3人必要だろう、3人にはこのぐらいの給料が必要だろうという形でお金を決め、従前の実績をもって予定価格を決められているかと思いますが、たくさんの業者にお声かけいただいたのであれば、その業者から、もっと安くできるという提案を呼び込むような実施要項をおつくりいただくことがよいのではないかという意見でした。ありがとうございました。

○野澤次長 野澤です。ありがとうございます。今御指摘いただいたこと、ごもっともと存じます。なるべく分かりやすい情報開示をして、なるべく多くの業者から御提案いただけるようなことに努めていきたいと思えます。ありがとうございました。

○中川主査 ほかに御意見・御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。事務局からの確認ですが、機構の方、どうされますか。私が事務局で事前に聞いていた話だと、新規参入者が現れない要因は、業者側の理由であったという話をヒアリング等の結果で確認しているといった報告を聞いていましたが先生

方の御指摘等に対する御回答を聞いている限りだと、まだ参入障壁が残っているというように感じに見受けられますが、どうでしょうか。終了の方向でというお話であれば先生方にもう少し御説明いただいたほうがいいと思えますけど、その辺の方向性といいますか、お伺いできますでしょうか。

○野澤次長 原子力機構、野澤です。声かけをした企業、業者からの断りの理由の多くが、立地の問題がございました。東海村に従事者を派遣することができないということが多かったのですけれども、今回御指摘いただいたことで大きな障壁になっているというふうには認識しておりません。終了プロセスに移行したいと考えております。

今、質疑応答の中で御指摘いただいたようなことにつきましては、当機構の責任において、十分に考慮した上で実施していきたいと考えております。

○事務局 事務局です。ありがとうございます。先生方、どうでしょうか。機構側ではそうお話しされていますけども。

○中川主査 まず、辻委員、いかがでしょうか。

○辻副主査 辻でございます。ありがとうございます。

先ほど尾花先生もお話しになった部分、非常に興味を持っておりまして、具体的に説明会でどのようなお話をなさったのかが分かりません。その内容をできるだけ具体的に実施要項にこう書いた結果こうなったというのは、もう1回見てみたいと思ったところでございます。

○中川主査 尾花委員、いかがですか。

○尾花専門委員 実施要項の過去の実施状況の開示についても、御検討いただけるという御返答いただいているかと思えます。そうであれば、せっかくの入札の機会を増やす方向で御努力いただくと承っているのです、それを前提とするのであれば結構でございます。

○中川主査 小佐古委員、お願いいたします。

○小佐古専門委員 ありがとうございます。尾花委員が指摘された点なのですけれども、今見せていただいた資料を見る限りでは、3人の方がどういう感じの仕事を展開していくのかというのが、あんまりはっきり見えないのです。実は私は学生の時代から、原子力科学研究所の図書館を利用させていただいておりまして、その国際情報の仕事もお手伝いもさせていただいたのですが、図書館はそういう情報を集積する仕事というのが昔と随分変わっているのです。

少し前ですけれども、原子力科学研究所の図書館に行ってみるとびっくりしたのが、昔はいろ

んな人がいっぱいおられて、相談したらきちんといろいろなものが紙ベースで見られるようになっていたのですが、少し前に行ったときは、そういうものは一切なくなっているのです。中の研究者にも聞きましたら、今は図書館には行かないと、大体デジタルでいろんなものを集めたりするのが中心になっていると。図書館の中の仕事を見ますと、古い時代の学術雑誌等が並んでいましてそれを維持すると、それも大事なのですけれども、そういうところが前面に出て、人間がいるから何か特別のサービスというのではなくて、何かお話しするとネットでこうなって、こうなるのですという説明だったりするのです。

ここで仕事はかなりまとまったお金で仕事をJAEAと関連する原子力関連の会社ですけども、それに古くからのパターンでずっとおやりだということなのです。

だから、情報管理ということになると、今の時代あまり地域性は関係なしにいろいろな会社が業態を超えたり、いろんな形で参入してきているのです。だから、3人、何やるか分からない。何か努力したけども、1者応札に近い状態で終わっている。もう1社入ってきても関連のところだけだと、外の人には誰も手を挙げなかったというのは、かなり不健全という気がするのです。

実際の人間がどういう仕事をするのか、中での仕事がどういうふうに展開されているのかの説明を委員会だけではなくて、応札される方にブレイクダウンして、もう1回検証されるほうがJAEAの情報のセンターとしても発展できるのではないのかという気がするのですけども、いかがですか。

ありがとうございました。

○野澤次長 当機構でこの実施状況の開示につきましては、A4判の紙にして4枚にわたる具体的な業務内容の説明をしているのですけれども、先生方もこの頁を御覧になっていらっしゃるのでしょうか。

○尾花専門委員 実施要項案は拝見していますけれども、200件ぐらい受入れがあります等、そのぐらいなので、具体的な作業内容というのはあまりよく分からないと思います。

本件の事業の特徴というのは機構内の特別なお部屋に、恐らく3人がずっと常駐して、この何年間作業をされてきたというタイプの業務だと思いますので、その場所も人も固定されているだろう業務の実施状況を開示するのは非常に重要で、開示しないと他の方がどんな業務をされているかは分からないと思います。

○小佐古専門委員 僕らが入札するときに非常に注意しているのは必ず現場を見ていただく。現場のポイントとなる点はここになるということを説明会のときに現場を見ていた

だいて、その後でそういう細かい情報をお渡しして、それで議論をしていただくという形を私の場合には必ず取っていました。

さっき御指摘のように昔の図書館業務ですけれども、非常に限られた場所のところで仕事が続くし、大体そこでいろんなものが完結しているわけです。だから、説明会を現場で開いていただいて、こういう仕事はこうなって、ポイントはここになるのですというのを小一時間でも説明いただいたら、完璧に理解できると思います。

私も昔、利用させていただいているのに、現場に行って10分とか20分ぐらい見たら、こういうふうに変まっているのか、というのが一目瞭然でよく分かりました。図書館のパンフレット見て、ガイドを見ても全く分からなくて、それと同じようなことが入札の業務のところで起こっているのではないのかなという気がします。

ほかの委員会もいろいろ出るのですけれども、今の時代というのは、そういう情報管理のところは、本の出版社とかそういうところなんか積極的に出てきて、いろんな昔からの老舗の出版社の人が来られて、議事録作っておられたり、情報管理の仕事をやられたりするんで、そういう新しい風を入れるとJAEAのそういう情報管理の面で飛躍的な展開ができるのではないのかというのが私の意見です。

そのためにも字面でこうなりますというのをいっぱいやるよりは、一度来られる方は来てください、場合によったらオンラインでこうなるのですというのを見ていただくと仕事の内容が完全に理解できるし、これだけ多くの外の会社が興味を示しているわけですから、その新しい流れと力を利用しない手はないのではないのかという気がします。

○中川主査 ありがとうございます。小佐古委員。今、2つ御提案があったと思っていて、実際に現場を見てよりよく作業内容や業務内容のほうを理解していただくというのは一つの方法だと思います。

もう一つは先ほども尾花委員のほうからも御指摘がありましたとおり、説明会でも実施要項を見て、より作業内容をよく理解して、3人という人数にとらわれずリモートで行えるような業務の検討、それによるコストの削減等、を御検討いただくという2つの御提案があったかと思います。落札率の改善にしても、応札者数の改善にしても、まず手を挙げていただく会社を増やすことが前提かと思いますが、そのためには、今、委員からの御提案のあった実施要項案の改善ですとか、説明会での説明の改善ですとか、そういった部分が必要になってくるかと思います。

今、終了か継続かという点については、まだクリアになっていないので、こちらは私か

らの御提案になるのですが、過去の実際の作業業務のより明確な開示の方法として、そちらを文書でまず御提案をいただくということで、それを監理委員会のほうで拝見させていただくということではいかがでしょうか。

○事務局 今、先生方から、いろいろな御助言をいただいておりますが、今日は評価の審議ですので、継続にするか終了にするかといったときに、今までこういう御提案したことはないと思いますが、ご提案させていただきます。先生方は、まだ、参入障壁があるから、もう一期やったほうがいいのかというアドバイスだと思いますが、機構さんの説明では、もう自分でできるという御報告だったと思います。

今日の審議を踏まえて、機構さんの考え方が変わらないのであれば、例えば、次の契約は自走してみる。自走した結果を報告いただき、またアSENDさんしか入札がないなど、自走された結果、せっかく声をかけた新規の業者さんが入札に参加しないなど状況が変わっていない、改善が図られていないのであれば、その次の契約を市場化テストに戻すというような条件つきで今回終了するというような評価結果としていかがでしょうか。

○中川主査 ほかの委員の御意見を伺いたと思いますけれども、今、私がお聞きしている限りは、委員の先生方は自走に対する信頼が十分にできていないのかと思います。つまり自走していただいても今と同じか、あるいはもしかするとそれよりもあまりよろしくない結果になってしまうのではないかと懸念されていると解釈しております。

なので、逆のパターンで継続していただいて、その次の結果を見るということであれば多分委員の先生方の御了解を得られやすいのかと思うのですが、一旦終了して自走の結果を見るというところには、なかなか賛同がしにくいのかと私は理解しましたけれど、委員の先生方、いかがでしょうか。辻先生、うなずいていただいてありがとうございます。ほかにも何か御意見があればお願いいたします。

○事務局 事務局です。ありがとうございます。機構の方、どうされますか。今、主査から状況説明がありましたけども、この場で決められないという感じであれば、あまり時間はありますが、保留していただくことも、いかがでしょうか。

○野澤次長 回答に時間を要してしまいまして、申し訳ございません。何点か説明したいことがございます。

まず、先ほど御指摘のあった現地での説明会、現場を御覧いただくことを実施しております。それから、オンラインでの説明会というのも実施しております。その2点は御理解いただきたいと思います。もちろんこれと同じ取組は今後も継続してやっていく

いと考えております。

○中川主査 小佐古委員、お願いいたします。

○小佐古専門委員 事務局の仕切りはかなり強引に過ぎるのではないのかという気がします。JAEAが今評価される対象ですから、意向を伺ってというのは全く変な話で、それと今現地での説明やオンラインの説明はやっているとおっしゃったのですが、もしそうであれば、資料にそのときの状況を載せていただかないと、委員会のほうとしての真っ当な判断ができないということになります。だから、その情報がないから今みたいな質問が出るわけですし、今みたいなやり取りが進むということです。

今、委員長も求められましたけれども、今提示されている情報はまだ委員会が判断するに十分な情報がそろっていないのだと思うのです。だから、こういうふうにやりますと、こういうふうにするのですというのをもう一度きちんとそろえて、委員会でおやりになったら良いのではないかと思います。

○野澤次長 いろいろと御質問、御指摘いただきありがとうございます。機構といたしましては、おおむね説明したいことは説明してまいりましたので、委員会の決定に従いたいと思います。

○中川主査 ありがとうございます。事務局にお尋ねいたします。本日終了か継続かということは決定しないといけないタイミングですね。

○事務局 本日決定するという事はないです。本委員会まで、多少時間があります。

○中川主査 どのくらいのお時間がございますか。

○事務局 本件の本委員会、6月の初旬を予定していたと思いますので、1週間程度かと思えます。

○中川主査 ありがとうございます。機構の方、例えばこの1週間という時間の中で、委員の皆様が終了に御納得いただけるような御説明資料をいただくことは可能でしょうか。そちらに挑戦されますか、それともこのまま継続の方向ということで進めてよろしいでしょうか。

○野澤次長 あまり時間もございませんけれども、説明させていただくお時間といたしますか、資料作成のお時間を頂戴できればと思います。

○中川主査 承知いたしました。それでは、事務局のほうから、期限を設けていただきまして、機構の方から御説明をいただき、そちらの資料を各委員の方で回覧し、再検討した結果をフィードバックして、終了または継続という報告にしたいと思いますが、事務局い

かがでしょうか。

○事務局 こちらのほうでスケジュール調整させていただきまして、進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○中川主査 ありがとうございます。では、本事業評価（案）の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○野澤次長 ありがとうございました。

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構退出）

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構入室）

○中川主査 では、次に「地層処分研究開発に関連する運転管理に係る業務」の実施状況について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構基盤技術研究開発部核種移行研究グループ、能登屋グループリーダーから御説明をお願いしたいと思います。説明、10分程度でお願いいたします。

○能登屋グループリーダー それでは、原子力機構核種移行研究グループ、能登屋から御説明をさせていただきます。資料3を基にお話をさせていただきます。

今回対象となりますその事業というのは、資料を御覧になっておられると思うのですが、地層処分研究開発に関する運転管理に係る業務ということで、お話をさせていただきます。

1ポツ、事業の概要ということなのですが、我々の部署は、商業炉が使用済み燃料を再処理した際に発生する高レベルの放射性廃棄物、これは法律によって地下300メートルの深いところに処分すると、これを地層処分と呼んでいるのですが、それを実施するとして決まったのですが、この手法、いわゆるその地層処分の仕方、手法、方法と、あとはその安全評価を研究開発としてその手法開発するというような任務を受けて現在、研究開発に携わっている部署でございます。

そこで、業務の内容なのですが、(1)を御覧になっていただきたいのですが、施設を2つ持たせていただいております、核燃料サイクル工学研究所内におきまして地層処分基盤研究施設、こちらは放射性物質を使わない施設なのですが、それとあとは放射性物質を使う、どうしても対象が高レベル放射性廃棄物になるものですから、その放射性廃棄物を用いることができる地層処分放射化学研究施設、こちらの2つの施設を所掌しているのですが、その施設におきまして、いわゆるその施設、設備の運転管理と保守、そして、ものによってはその営繕というものを実施していただくというような事業になっ

ております。

(2) を見ていただいて契約期間なのですが、令和3年の4月1日から令和6年3月31日、こちらはいわゆる委員会の御指摘、アドバイスに基づいて契約期間を1年から3年に延ばして、現在3年目ということになっております。

実施事業者ですが、現在の実施事業者は(3)にありますけれども、検査開発株式会社に実施していただいているという状況です。

(4) で今回の評価期間に関しましては、令和3年の4月1日から令和5年の3月31日までの2年間、こちらをこの紙面にしたためさせていただいているという状況です。

経緯でございますけれども、(5) で落札の決定は、最低落札方式によって実施させていただきまして、令和3年の1月26日の提出期限で2者から提案書をいただいて審査し、要件を満たしていたということで、入札に入っていただき、最終的には検査開発株式会社が落札者として決定したということになります。

それで、2ポツなのですが、サービスの評価、現在の場合、状況どうなっているかといいますと、箱の中を見ていただきたいんですが、業務内容としては適切に実施していただいている。次のページを見ていただきまして、実施されていて、サービスの質は確保されていると判断しております。

次の重大障害というのがありましたかという項目に関して、施設の運転管理に不具合は1件もなかったということで、サービスの質は確保されているとして評価しております。

また、規程基準類、こちらは逸脱する件数というのを見させていただいているのですが、逸脱件数はゼロということでこちらも、この結果からサービスの質は確保されていると判断しております。

3ポツなのですが、経費の状況等及び評価ということで、運転管理に関する業務に関しましては、市場化テスト前は1本の契約で実施しておりましたが、市場化テストの実施に当たって、いわゆる競争性の確保の観点から契約を分割して2つの契約に分けているというようなものになります。

そのために経費に関しては、いわゆるこの2本を市場化テスト前と後ということで比較をさせていただいているという次第になります。市場化テストの導入に伴いまして、核種移行研究、運転管理、多重バリアの評価研究等ということで、もともとその大きな一つのくくりだった契約を3つに分けさせていただいて、そのうちの2つ、1つは別事業という形で独立させておりますので、今2つ残って、請負という形は残っており、それで今回の

対象になっているのがこの施設の運転管理という状況になっています。

また、令和2年度からプルトニウムの取扱いの業務というのが、いわゆるその競争性を阻害しているのではないかという御指摘、アドバイスをいただきましたので、令和2年度から、プルトニウムの取扱い業務を核種移行試験研究のほうから切り分けて、業務体制を見直して現在の配置になっているという形にもなっております。

このような形をさせていただいて、2つの業務の合計は市場化テストの実施前から比較しまして、約162万円の節減効果があったというふうにして、計算の結果となっているところです。

その細かいところ、詳細については、その下の(1)(2)を御覧になっていただければ良いと思うのですが、その次のページにいただいて、比較としてその上に書いてあります②③から最終的に控除するという形で数値を出しているという形になります。

この結果を評価させていただきますと、経費としては、削減効果があったと評価はできると考えておまして、市場化テスト後、4期の間の事業の実施状況というのは、その下の表をつけさせていただいているのですが、減少傾向を確認しているというような状況になっております。

国交省の公表している、いわゆるその労働単価というのが上昇している中で、このように減少傾向を見ることができるとするのは、これは一つの成果ではないかなとして考えているところです。

その下の4ポツを見ていただきたいのですが、業者の努力ということになると思うのですが、リスク含めてミーティングを強化して、危険を排除していただくような形で提案等をいただいて、作業手順の改善等をしていただき、実際、現実にその作業リスクの低減というのをいただいているという状況でもありますし、また、作業員の汚染発生時、放射性物質取扱施設なものですから、こちらの作業員の非常時の退避手順ですとか、あとは退避手順の改善ですとか、あとは機材の整備、配置の最適化等、御意見いただいたりしながら、そのトラブル等に対して適切な対応方法の改善というのに貢献していただいているというような状況です。

5ポツになるのですが、応札拡大ということで、これまでいろいろしてきたのですが、今回の入札におきましては履行する企業を幅広く調査するという観点から、12社にヒアリングを実施しているという状況です。

次のページにいただいて、各企業に関しては契約の実績ですとか、その企業のホー

ムページ等を参考にして、こちらのほうから働きかけをするというような形をさせていただいております。

6ポツなのですが、これは2ポツと重複するところもあるんですけども、今まで述べさせていただいたような状況から、中段のところまで行かせていただきますけども、設定したサービスの質というのは確保されていると我々評価しております。また、工夫の改善等、協力していただいて、リスクの軽減、業務の効率化というのに貢献していただいたということの評価しているところです。

7ポツにおきましては、今回、市場化テスト導入後、今期4期目になるのですが、全体を通しての実施状況というのをまとめさせていただいているのがこちらになります。

1)は、改善の指示ですとか、あとは法令違反等というのはありませんでしたということが記載させていただいております。機構におきましては、その監事、あとは外部有識者で構成されるような「契約監視委員会」というのを設置しております、その枠の中で、実施状況をチェックできる体制をつくっていますというお話をさせていただきます。

あと3)ですが、今回は3期目と同様に2者の応札を得ることができたというようなことを書かせていただきました。イからトまでやってきたことが書かせていただいているということで、4)ですが、サービスの質に関しては目標達成している。5)ですが、実施経費は減少傾向ということが確認できました。

このような状況から、本事業に関しましては良好な結果が得られているということから、次期事業においては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する方針」の基準に基づいて、市場化テストを終了して、当機構の責任において今後も実施していきたいというふうにして考えているところです。

なお、市場化テスト終了後におきましても、当然ですけれども、これまでの官民の入札監理委員会における審議を通して、チェックされてきたものに関しては、引き続きさらにチェック機能を維持しながら、質の維持向上と、あとコスト削減を図る努力をしていきたいというふうにして考えているところです。

○中川主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価（案）について総務省より御説明をお願いします。では、御説明、5分程度でお願いいたします。

○事務局 評価につきまして、事務局から御説明いたします。資料C-1を御覧ください。

1ページ、事業の内容につきましては、先ほど実施機関より御説明ございましたので、割愛いたします。

2、評価の1、概要につきましては、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。

2ページをお願いいたします。(2)対象公共サービスの実施内容に関する評価のうち、確保されるべき質の達成状況につきましては、記載のとおり①から③まで、3つの業務、いずれの業務につきましても適切に実施されておりました、確保されるべき質は達成されております。

また、表の下の半分にございますとおり、民間事業者からの改善提案につきましては、リスクの高い作業を中心としまして、作業前のミーティングの強化を行ったり、作業手順の改善等を提案するなど、作業リスクの低減に努めているところでございます。

(3)実施経費につきましては、本業務は、市場化テストの実施前でございますけれども、核種移行試験等に係る業務等と合わせまして、一契約となっておりますが、市場化テストの実施に当たりまして、契約を分割して発注した経緯がございます。現行業務に対応する市場化テスト実施前との比較を行うことは切り分けることができないため、困難となっております。

このため市場化テスト実施後の各期との契約額を確認したところ、3ページの表にございますとおり、継続して節減が図られており、第4期におきまして一番大きく、前期との差額は53万余円、第3期の契約額の1%でございますが、節減となっております。

第4期の大きな動きとしまして、新たに複数年契約、3年契約を導入しておりますので、その影響があらうかと思えます。また、市場化テストの対象とされました本業務と核種移行試験、2つの業務の合計額との比較につきましては162万余円、実施経費の1.76%の節減が認められますけれども、先ほど話がありましたが、両業務の案分計算ができないため、このうち幾らが本業務分になるかは算定できない状況となっております。

(4)選定の際の課題に対応する改善につきましては、報道等におきまして競争性に課題が認められましたことから、応札者の拡大を図るため、複数年契約の導入、業務内容の明確化、入札参加資格の緩和、業務実施可能事業者に対するヒアリング及び広報、業務マニュアル等の電子媒体による提供等を行いまして、元関係法人以外の者も参加しての2者応札となり改善が認められるところでございます。

また、4ページでございますが、落札率が100%近い状況が続いておりますが、労務単価が上昇している中で、市場化テスト実施以降、継続して経費削減効果が認められるところでございます。

(5) 評価のまとめにつきましては、業務の実施に当たり確保されるべき目標として設定された質につきまして、いずれの項目につきましても目標を達成しております。また、契約監視委員会における事業実施状況のチェック体制は整っております。

実施経費につきましては、市場化テスト実施以降の継続的な経費削減が図られており、市場化テスト実施前と比較した場合の一定の経費削減効果が確認できる結果となっております。また、民間事業者の改善提案につきましては、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の維持向上に貢献しております。

(4) 選定の際の課題に対応する改善につきましては、事業の分割、こちらは市場化テスト実施前から最終的に4業務に分割しております。また、専門性の高い分野の除外、ブルトニウム取扱い業務、あと天然バリア等を研究業務が除外となっております。また、参加資格、要件の緩和等の各種取組を実施しております、元関係法人以外の者も参加した2者応札に至っております。

さらに今期におきましては、新たに複数年契約を導入するなどして、落札者以外の入札者の入札額の予定価格超過率は、今期においてさらに減少しており、新規参入の促進、競争性の確保の取組の効果が、今後とも期待できる環境が整備されたものと評価できます。

(6) 今後の方針につきましては、本事業は、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセスの運用に関する指針」の基準を満たしておりますことから、現在実施中の事業をもちまして、市場化テストを終了することが適切と考えてございます。

市場化テスト終了後の実施状況につきましては、法律の対象から外れるものとなりますが、これまでの当委員会における審議を踏まえまして、公共サービスの質、入札参加資格、情報開示に関する事項につきまして、不断の見直しを行うなど公共サービスの質の維持向上、コスト削減及び事業の透明性の確保を図っていくことを求めたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料の3でございます。資料3の5分の4ページの一番下のパラグラフ（2）以降なのですけれども、こちらを拝見すると、この新プロセス運用に関する方針のⅡ.1（1）の基

準に基づいて、市場化テストを終了するという御要望と承っております。

それで、念のため資料のC-3を拝見しています。C-3を拝見すると、こちらは非公表ですので概略しか申し上げられませんが、平成27年から合計で7回の入札が実施されていて、落札率を拝見するとかなり高い数値で推移しております。そして、事業の実施者は同じ実施者がずっと実施なさっています。そして、事業実施者以外の応札者に関しては、過去3回ほど登場していらっしゃいますけれども、直近の2回で2者応札になっています。その2者応札、いずれとも他方の入札者は価格が超過していらっしゃいます。

以上の事情を拝見した上で、現時点で私の個人的な感覚なのですが、この入札参加者に対するヒアリング状況及び結果を拝見しても、業務経験がないから困難とかという方がいらっしゃいますので、再度、入札を実施しても同じような結果になってしまうのではないのかと。したがって、この指針で定めている要件であるところの競争性が確保されているという要件が充足されているかどうか、競争性が確保されているという評価は困難ではないのかと、思っているのですが、いただいている資料の中でその辺り、競争性が確保されているということが分かるような事実はどこかほかに記載されていらっしゃいますでしょうか。

○北澤課長 契約第2課、北澤でございます。今、何点か御指摘と申しますか、御質問いただいた中で、もう1者のほうが、その落札した者とは別のもう1者のほうが高いのではないかというお話があったかと思うのですが、もちろん入札していく中で、予定価格よりも安い札が入れば、そこが落札という形になりますので、入札会は終わりになるのですが、もう1者のほうはその予定価格には達していなかったのは事実なのですが、それほど離れているかというところではなくて、その入札額を比較した結果、もう1者のほうは予定価格に対して僅かに100%を上回っている金額でしたので、決して予定価格と大幅に離れているということでもありませんし、その落札した会社と離れているということでもないと認識をしております。

○辻副主査 今伺って、落札できなかった会社の数字を伺いました。ただ、入札、結局このまま続けて今回入札できなかった会社が努力をして、入札価格を入れることができる見込みがあるのでしょうか。

○北澤課長 もちろんその会社の考え方もありますので、なかなか一概にできる、できないとお答えできるものではないのですが、我々契約額というのは公表してきておりますので、そういうこともあって、ただ、新しい応札者が来ない限り、なかなか契約額が

ぐんと下がるということは難しかろうとは考えておりますし、僅かに100%を下回っているというような高い落札率が続いているというのはそれが要因だと考えております。

○辻副主査 念のためのお伺いなのですが、今、会社名申し上げますが、今回落札できなかった会社というのは遠方の企業ではなくて、いわゆる非常に近場の地元に着したタイプの企業という理解でよろしいですか。

○北澤課長 御理解のとおりで結構です。

○辻副主査 その地元に着して、地元で商売なされている企業以外の遠方の企業が手を挙げない理由としては、どのような分析をなさっているのでしょうか。

○北澤課長 これはあくまで推測でございますけれども、これはもう年中常駐して、我々の施設の中で業務に従事していただくという形になりますので、当然その従事者のサービス管理等の、その管理を会社としてする必要がありますので、そういう意味ではやはりその地元にある企業のほうが有利であろうと。新しい事務所を近場に建てたりする必要はないという意味では有利だろうと考えております。

○辻副主査 分かりました。

○中川主査 ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

小佐古委員、お願いいたします。

○小佐古専門委員 ありがとうございます。機構のほうのまとめを聞かせていただいて、もう1回、この委員会が何なのかというのを考えてみました。委員会の名前は官民競争入札委員会ということなのです。まとめのところで書かれているように、展開した業務の質が確保できたとか、事故なくできたとかそういうことはいっぱい書いてあるのですけれども、競争入札のところの記述がほとんどないのです。だから、価格下がったと一生懸命書いておられるのですが、普通の感覚でいきますと、1%、2%下がったというのは、競争の結果下がったというふうに判断するのは私の感覚では変だという気がします。

それと競争のところ、この中でも随分議論になったのは競争入札で入札のときにいろんな目に見えないバリアを擁して、競争を阻害しているのではないかというのが随分議論になったと思うのです。だから、抱き合わせで特殊な業務とか性格の違うルーチンでやるような業務と研究サポート的な業務を分けてくださいとか、いろんなことをお願いして、競争して入札できるような条件も整えようとして、皆さんが随分時間をかけて、機構の方とも議論されたのだと思うのですけれども、それで結果が競争入札、競争のところはほとんど書いてなくて、1者応札だったのが2者になったと。2者目は地元の企業で、1回

目で少しオーバーした状態で、リタイアされた。そういう状況がベースにあって機構の方との議論をやってきたことのまとめで質を確保したとか、事故なくできたとか、それ以上にこの委員会の非常に中心となる大きなテーマは、従前2者応札とかそういう状況を抜けて、公平なる競争ができるような状態にしたいと、オープンな入札をしたいというこの委員会の主たる目的のところ、それがうまく達成できたというふうなまとめというふうには少し読めないのですけれども、その点はいかがですか。

○能登屋グループリーダー 核種移行グループ、能登屋でございます。

その御指摘のとおりで、今までその特殊性、抱き合わせということがあるのではないかという御意見をいただいていたということ、例えばその一つのテーマである多重バリアの性能評価研究、こういうような本当に特殊なようなものをまずは排除するですとか、排除というか切り分けるですとか、あとはその試験研究と運転管理を分けて少し単純化するですとか、あとはプルトニウムを扱うというような、その特殊性のものも別物にするというような努力をさせてきていただいております。

なおかつ仕様書におきましても、いわゆるその分かりやすさを念頭に随分細分化、もしくはその単純化といいますか、そういう形でより分かりやすくというのを心がけて、改善してきたつもりでございます。

そういった中で、こういう結果になっているのはじくじたるところがあるんですけども、これを続けていくと可能性でしか言えないのですけども、従前に比べると改善をされていると考えておまして、今後、その努力をするということは先ほど述べさせていただいたのですけども、また、将来的にはここで入ってきてくれるというのを信じて今の状態に至るといところでございます。

○小佐古専門委員 あまり納得できないのですけれども、そういう御説明だというのは承知いたしました。

○中川主査 ありがとうございます。ほかに御質問・御意見ございますか。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 これは事務局にお伺いしたほうがいいのかもしれませんが、今いろいろお話を伺っていて、この競争性が確保されていたという要件の充足に関しては、争いの余地があるのかと思ってしまう。それで、この指針にあるⅡ、終了プロセスのうちの(1)の良好な実施結果が得られた事業という前提で今議論しておりますけれども、そうではなくて、次の項の(2)市場化テストの実施だけでは、実施状況のさらなる改善が見

込めない事業に当たるかどうかという、何かそういう観点からの議論はなさっているのでしょうか。

○事務局 事務局より御回答いたします。終了プロセス（１）になるか、（２）のさらなる改善が見込めない事業かにつきましては、事務局の中でも意見が分かれたところがございます。これまで４期にかけまして、各種取組を実施してきております。それでやり尽くしたかどうかというのがまずあるということと、あと専門性、特殊性の高い業務におきまして、単に受注する者がいないかどうかということの中で議論があったところでございます。

最終的には終了プロセスの１というような、現在の評価案にまともってございますが、過去に終了プロセス２のほうの評価案ということも可能は可能かと思えます。あと、先ほど予定価格の超過率につきまして、僅かに１００％を上回っていると機構のほうから御説明いただいたところかと思うのですけれども、こちらが前回実績を考慮しない場合の率ということで、補足で機構の方に御説明をいただいてもよろしいでしょうか。

僅かに１００％を上回っていると、２者目の者につきましてありましたけれども、予定価格との比較ではなくて、前回実績を考慮しない場合の率かと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○北澤課長 先ほど僅かに１００％を上回っていると回答しましたけども、すいません、ちょっと私のほうで誤解が、認識不足があったようでして、これはその予定価格との比較ではなくて、予定価格そのものではなくて、機構の労務費単価を用いて積算した金額、予定価格とは別のもの、これと応札企業の入札額と比較した場合の、それが僅かに１００％を上回っているということでございました。訂正をさせていただきます。

○中川主査 辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 ありがとうございます。僅かに１００％を上回っている以外の何か具体的な数字が今お手元にあるわけでございますでしょうか。

○事務局 事務局でございますが、予定価格との比較をした場合の率を回答いただけませんでしょうか。

○北澤課長 予定価格に対して、その落札しなかったもう１者のほうの入札額の率ですけれども、２割ほど上回っております。訂正をさせていただきます。

○中川主査 辻委員、お願いします。

○辻副主査 御回答どうもありがとうございました。

今いただいた数字は、先ほどいただいた数字と比較して結構高いのかという印象を僕は受けてしまいまして、この伺った事実からすると、やはりその競争性が確保されていたという評価が、さらに困難になってしまったのかという印象を受けましたので、念のため申し上げておきます。

○中川主査 ほかに御意見・御質問ありますか。

私も辻委員と同様の印象を持っておりまして、本件選定の経緯が、報道等において競争性が指摘された事業として市場化テストに導入されたということを伺っておりますので、この肝心の競争性の確保という部分がきちんと御説明ができないと、これを基準にして終了プロセスというのは私も少し違和感を感じております。

むしろ同じ終了プロセスに持っていくとしても、さらなる改善が見込めないということのほうが現実に即しているのかと思いますが、終了プロセスまたは継続という点についてほかの委員の先生方、御意見いかがでしょうか。

浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽副主査 中川先生がおっしゃる意見に私も同意いたします。

○中川主査 ありがとうございます。ほかによろしいですか。

では、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から確認すべき事項の御指摘をお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。特にございません

○中川主査 承知いたしました。では、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。ただし、評価案については追ってまた別途確認をさせていただきたいと存じます。

事業評価（案）の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構退室）

— 了 —